

岐阜県融資制度のご案内

東北地方太平洋沖地震等による影響

を受けられる方を支援するため

「経済変動対策資金（震災枠）」を創設しました

実施期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日までに融資実行されるもの

< 経済変動対策資金（震災枠） >

融資対象者：岐阜県内に事業所または工場がある中小企業者または組合で、次のいずれかの要件に該当する方（一部例外がございます）

当資金については、県内外を問わず1年以上の事業歴があれば、県内事業歴は1年未満でもご利用いただけます。

- (1) 東北地方太平洋沖地震等により被災した県内事業者
市町村の長が発行する罹災証明書の写しが必要
- (2) 東北地方太平洋沖地震等により被災した事業者と取引がある県内事業者
- (3) 東北地方太平洋沖地震等の影響により、最近1か月間の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という）が前年同月比5%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる県内事業者

資金用途：運転資金、設備資金

岐阜県外事業所の復旧資金は対象外です。

融資限度額：運転・設備資金 1億円

従来の「経済変動対策資金」と別枠でご利用いただけます。

融資利率：年1.3%

償還期間：運転資金 7年以内 設備資金 10年以内（いずれも据置期間1年以内）

信用保証料：すべて必要 無担保 年0.35～0.9% 県補給後の率
有担保 年0.25～0.8%

担保：原則として不要

保証人：原則、法人代表者以外は不要

* なお、その他既存の県融資制度にもご利用の対象となる資金がございますので、下記へお問い合わせください。

* お申込に際しては、金融機関の融資審査及び県信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

お問合せ先

岐阜県商工労働部中小企業課

（直通）058-272-8389

資金融資担当

（代表）058-272-1111 内線3065・3066

* 融資のお申込窓口は、県内各取扱金融機関です。